

日韓の主張から考える 竹島問題

はじめに

竹島問題は、1952年1月に韓国の李承晩大統領が「海洋主権宣言」を行い、「李承晩ライン」を設定し、ライン内に竹島を取り込んだことに端を発します。

李承晩ラインが設定されてから、今年で70年が経過しました。

これまで、日本は国際法にのっとり、平和的な問題の解決を求め、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案してきました。日本政府は、竹島は日本固有の領土であると主張していますが、韓国政府は、独自の論拠に基づいて竹島は自国の領土だと主張し、竹島をめぐる両国の主張は平行線をたどったままです。

今回の特別展示では、第5期島根県竹島問題研究会の下條正男座長が次代を担う若い世代に向けて執筆された「日韓の中学生が竹島（独島）問題で考えるべきこと」（ハーベスト出版）をもとに、竹島の領有権に関する韓国の代表的な論拠を取り上げ、日韓両国の主張から竹島問題について考えます。

竹島に対する日韓両国の主張

日本政府の主張

竹島は、歴史的の事実¹に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です。韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。

韓国施府の基本的立場

独島は歴史的、地理的、国際法的にも明白な我々の固有の領土である、独島に対する領有権紛争は存在せず、独島は外交交渉や司法的解決の対象にはなりません。わが政府は独島に対する確固とした領土主権を行使しています。

「国際司法裁判所への付託の提案に対する韓国政府の口上書」(1954. 10. 28)

独島は太古の時代より韓国の領土であり今も韓国の領土である。

紛争を国際司法裁判所に付託しようとする日本政府の提案は、司法的な仮装による虚偽の主張をするもう一つの企図に過ぎない。

独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国の領土である

日本と韓国の間では竹島問題に対する姿勢と考え方が異なる

韓国では、竹島問題を過去の歴史の解釈を根拠とした歴史問題と捉え、日本では領土問題としている

1905年1月、日本政府が竹島を島根県の所属とした際、竹島は日韓どちらのものであったのか、その事実（歴史的権原）の究明が不可欠といえます

韓国の論拠（１）

『三国史記』の「于山国」に含まれる

韓国側の主張

韓国の文献『三国史記』では、512年に新羅の異斯夫（イサブ）が于山国を征服したため、于山国の属島である独島も韓国の領土になりました。

智証王13年の夏6月に、「于山国が降伏し、毎年土産物を貢物として捧げた。于山国は 溟州の真東の海上にある島で、鬱陵島ともいう。」

出典：『三国史記』巻4 新羅本紀 4 智証麻立干13年(512年)6月の條

解説

韓国は、新羅が512年に征服した于山国に竹島が含まれていると主張しています

于山国の大きさは鬱陵島と同じで竹島は含まれていません

- 『三国史記』（1145年）では、于山国である鬱陵島が新羅に帰属したことのみが記述されています。
- 類似の文献『三国遺事』では、于山国の範囲を「二万六千七百三十歩」（約42.78km）としています。これは、鬱陵島の一周道路延長44.55kmとほぼ同じです。
- 『三国史記』や『三国遺事』には、于山国に竹島が含まれるという記述はありません。



于山国に竹島を含むとされるのは『三国史記』より後世のことです

- 于山国に竹島を含むとされる根拠は『東国文献備考』（官撰1770年）にある以下の記述です。

輿地志に云う、鬱陵・于山は皆な于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり。

東国輿地志でいう、鬱陵島、于山島は全て于山国の地で、于山島は日本でいう松島である。

- しかし、『東国輿地志』（柳馨遠1656年）には、『東国文献備考』に引用されている文章は存在しません。「于山鬱陵本一島（于山島と鬱陵島は同じ島）」と記述されています。
- 「于山は則ち倭の所謂松島なり」というのは、1696年、鳥取藩に密航した安龍福が朝鮮政府の取り調べでした供述に由来するものです。

後世にできた『東国文献備考』を根拠に、『三国史記』や『三国遺事』に書かれていない竹島を新羅の時代に韓国領であったとすることはできません。

韓国の論拠（2） 于山島は鬱陵島から見える

韓国側の主張

韓国の文献『世宗実録』「地理志」（1454年）に、「于山と武陵（鬱陵島）の二島は蔚珍県の正東の海中にある。二島は互いに遠く離れていないので、よく晴れた日には、望み見ることができる」とあります。鬱陵島から見える島は独島だけなので、于山島は独島であり韓国領です。

于山・武陵二島在県正東海中。二島相去不遠。風日清明則可望見

出典：『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）

解説

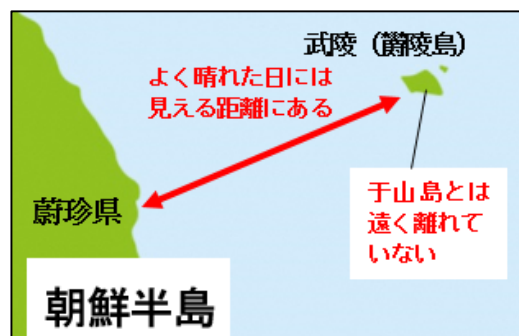
韓国は、『世宗実録』の記述を根拠に、竹島は鬱陵島から見えるので韓国領だと主張しています

ですが、『世宗実録』で見えるとされているのは朝鮮半島から鬱陵島です。

- 『世宗実録』「地理志」では、編集方針（「規式」）が定められており、島を管轄する官庁から島までの距離を記述することとされています。
- この規式にあてはめて、『世宗実録』「地理志」の原文を解釈すると、朝鮮半島の蔚珍県から鬱陵島が見える距離にあるという意味になります。

《規式による解釈》

于山と武陵の2島は、蔚珍県の正東の海中にある。
2島の間は遠く離れていない。（蔚珍県から鬱陵島は）よく晴れた日には望み見える距離にある。



- 同じ規式で編集された『新增東国輿地勝覧』（官撰1530年）では、以下のとおり記述されています。

新增東国輿地勝覧「蔚珍県条」

于山島 鬱陵島 一云武陵 一云羽陵 二島在県正東海中 三峯岌嶭掌空 南峯梢卑 風日清明則峯頭樹木 及山根沙渚 歴々可見

于山島と鬱陵島、一つに武陵と云い、一つに羽陵と云う、二島は県の正東の海中にあり。三峯岌嶭として空を支え、南峰梢卑し。風日清明な日であれば島の峰頭と樹木及び山根の沙渚が歴々と見える。

竹島は岩礁のため、峯頭（山の頂上）に樹木は生えていません。蔚珍県から見るとされている島は鬱陵島です。

『世宗実録』にある于山島は竹島ではありません

- 『世宗実録』「地理志」にある于山島は、後世の地誌からは実在しない島として削除され、鬱陵島の東約2kmにある「竹嶼」のこととされています。

文献の記述

1454年

『世宗実録』「地理志」

于山・武陵二島在県正東海中

于山と武陵（鬱陵島）の二島は蔚珍県の正東の海中にある

1530年

『新增東国輿地勝覧』「蔚珍県条」

于山島 鬱陵島 一云武陵 一云羽陵 二島在県正東海中

于山島と鬱陵島、一つは武陵と言い、一つは羽陵と言う。二島は蔚珍県の正東の海中にある。

※分註に「于山鬱陵本一島」（于山島と鬱陵島は同じ島）と表示される

1756年頃

『輿地図書』

鬱陵島 一羽陵 島在府東南海中

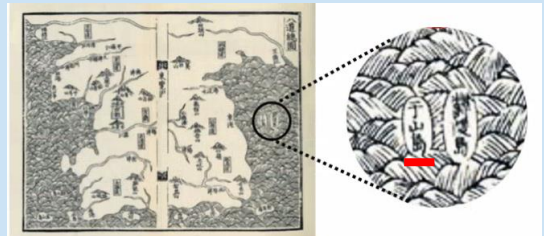
鬱陵島、一つに羽陵と言う。鬱陵島は府の東南の海中にある。

※于山島の記述が削除されて鬱陵島だけの説明になる

地図の表示

1530年

『新增東国輿地勝覧』「八道総図」



※于山島は鬱陵島の左側に描かれている

1711年

『鬱陵島図形』



※現在の「竹嶼」に「于山島」と付記される

以降の地図では竹嶼が于山島として掲載される

『大韓全図』



（他に『東国大地図』『廣輿図』『海東地図』など）

竹島までの距離は、韓国の鬱陵島から88km、日本の隠岐諸島から158kmです。韓国側は地理的に近いことを理由に竹島を韓国領とする主張もありますが、国際法上、距離が近いことのみを理由に領有権が認められることはありません。

『世宗実録』「地理志」にある于山島は竹島ではないため、鬱陵島から見えることを理由に竹島を韓国領とすることはできません。

韓国の論拠（3）

1696年日本に渡った安龍福の証言

韓国側の主張

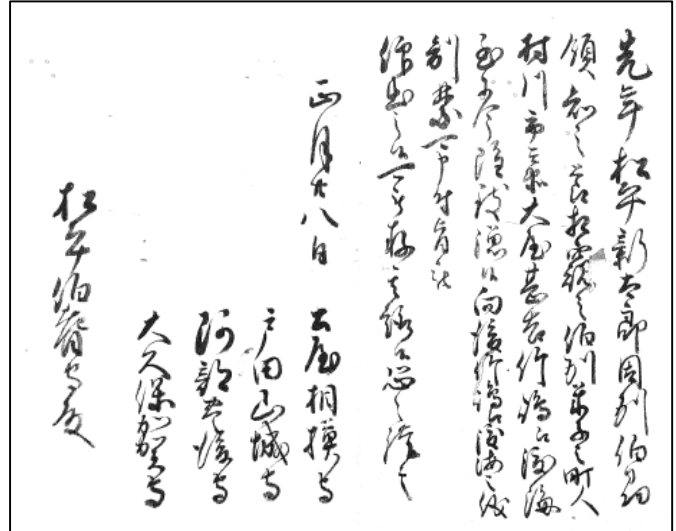
1696年、日本に渡った安龍福が鳥取藩の藩主と交渉して、鬱陵島と独島は韓国領であると認めさせました。

解説

韓国は、日本に渡った安龍福の活動により竹島は韓国領になったと主張しています

安龍福は日本で活動することなく追放されています

- 安龍福が鳥取藩に密航したのは1696年6月です。
江戸幕府は、安龍福の密航とは関係なく、1696年1月28日に日本人の鬱陵島への渡海を禁止しています。
- 江戸幕府は、鳥取藩から安龍福の密航の報告を受けると、安龍福を追放するか対馬藩に引き渡すよう鳥取藩に指示しました。
安龍福は鳥取藩の藩主と交渉することなく鳥取沖の賀露灘から追放されています。



鬱陵島渡海禁止老中奉書（写し）（「竹嶋之書付」所収）

安龍福は事実と異なる証言をしています

- 韓国が領有権の根拠とする安龍福の証言は、国のきまりを破って国外に渡ったとして、朝鮮政府から取り調べを受けた際の供述です。
- 安龍福は、取り調べにおいて「鬱陵島で漁をしていた日本の漁民を追って隠岐諸島に漂着した」など事実と反する証言を数多くしています。



鬱陵島にある安龍福の石碑

※今では韓国の国民的英雄とされていますが、当時は罪人として処罰されたと伝えられています。

安龍福の供述は信ぴょう性に欠けるもので、竹島を韓国領と日本に認めさせた事実はありません。

韓国の論拠（４）

1695年鳥取藩が江戸幕府にした返答

韓国側の主張

1695年に鳥取藩は江戸幕府からの質問に対して、「鬱陵島と竹島は鳥取藩の領土ではない」と返答しています。鬱陵島と独島は韓国領と認めています。

○1695年（元禄8年）12月25日 鳥取藩から幕府への返答

竹嶋松嶋其外両国之付属の嶋 無御座候

竹島（鬱陵島）と松島（竹島）その他は両国（因幡国、伯耆国）の付属ではございません。

解説

韓国は、鳥取藩が幕府の質問に「竹島は鳥取藩の領地ではない」と返答しているため、竹島は日本の領土ではないと主張しています。

鬱陵島と竹島はもともと鳥取藩には属していませんでした

○鳥取藩の返答にはそれが次のように記述されています。

松平新太郎領国之節、御奉書を以被 仰付候旨承候

松平新太郎が鳥取藩に藩主として入る際、（米子の大谷・村川家が鬱陵島で漁労をすることを）御奉書によって許されたと聞いております。

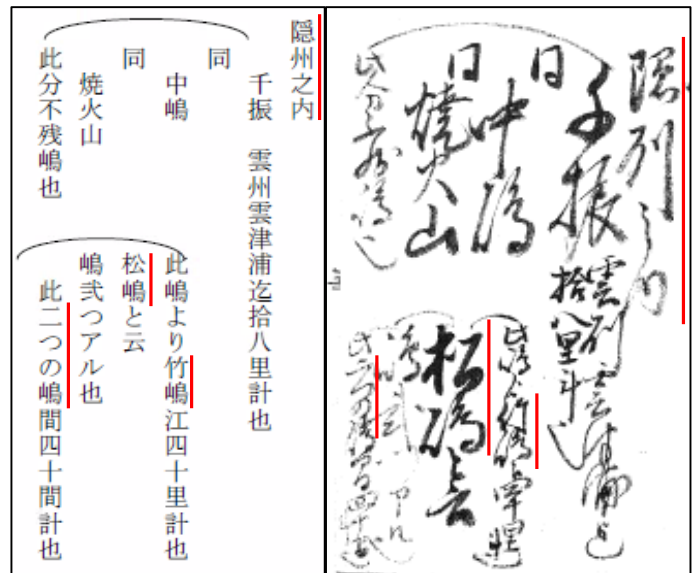
※松平新太郎（池田光政）が鳥取藩の藩主になったのは1617年

○鳥取藩の領地は、1617年に幕府によって定められていました。

米子の大谷・村川家が、鬱陵島での漁労を許可されたのは、松平新太郎が鳥取藩に藩主として入った1618年です。

竹島（鬱陵島）と松島（竹島）は、最初から鳥取藩の領地には含まれていませんでした。

○1724年に鳥取藩が幕府に提出した「竹嶋之書附」では、竹島と松島を「隠岐の内」と記述しています。鳥取藩では、その後も竹島と松島の存在を認識していました。



「竹嶋之書附」（鳥取県立博物館所蔵）

鳥取藩は竹島が鳥取藩の領地には含まれていないとしただけで、韓国領と認めたわけではありません。

韓国の論拠（５）

齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』

韓国側の主張

『隠州視聴合紀』では、日本の最北の境界を隠岐島としています。独島を韓国領と認めています。

その国府は、周吉郡南岸西郷豊崎なり。これより南、雲州美穂関に至るには三十五里。辰巳（南東）、伯州赤崎浦に至るには四十里。未申（南西）、石州温泉津に至るには五十八里。子（北）より卯（東）に至るまで、往くことのできる地は無い。戌亥（北と西）の間、行くこと二日一夜に松島（現在の竹島）がある。また一日の距離に竹島（現在の鬱陵島）がある。この二島は、無人の地で、高麗が見られることは、雲州から隠岐を望み見るようである。そうであるから**日本の乾（北西）の地は、此州を以って限りとする。**

出典：『隠州視聴合紀』国代記（齋藤豊仙1667年）

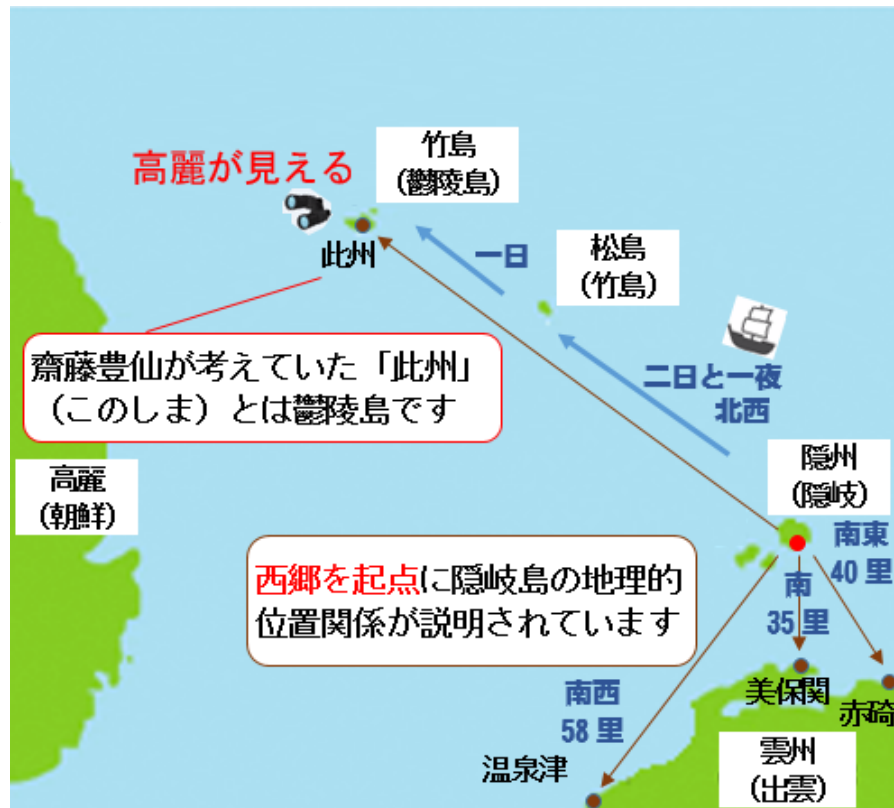
※『隠州視聴合紀』は、1667年に著された隠州（隠岐国）の地誌。

解説

韓国は、『隠州視聴合紀』で西北の境界とされた「此州」を隠州（隠岐島）として、竹島を韓国領と認めた日本の文献だと主張しています。

著者の齋藤豊仙は、鬱陵島を日本の領土と認識しています

- 「此州」の「州」という字は、国のほかに島という意味でも使われます。
- 齋藤豊仙が「此州」を日本の西北の限りとした根拠は、「高麗（朝鮮）が見える」ことです。
- 齋藤豊仙は、鳥取藩米子の大谷家と村川家が江戸幕府から「渡海免許」を得て、鬱陵島で漁業を行っていたため、鬱陵島までを日本領だと認識していました。
- 隠岐島の西郷を起点に、西北の限りを此州としているため、起点である隠岐島が此州にはなり得ません。



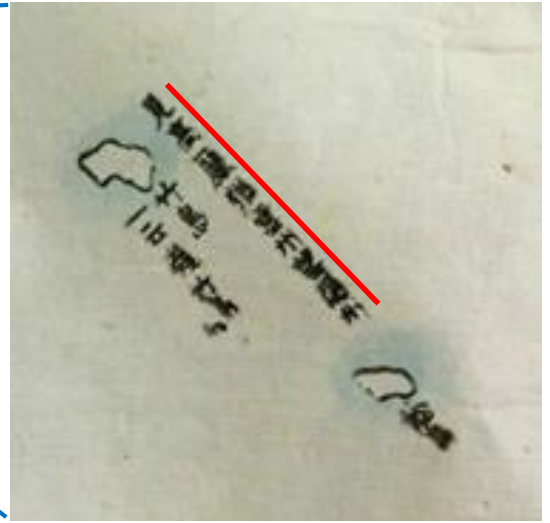
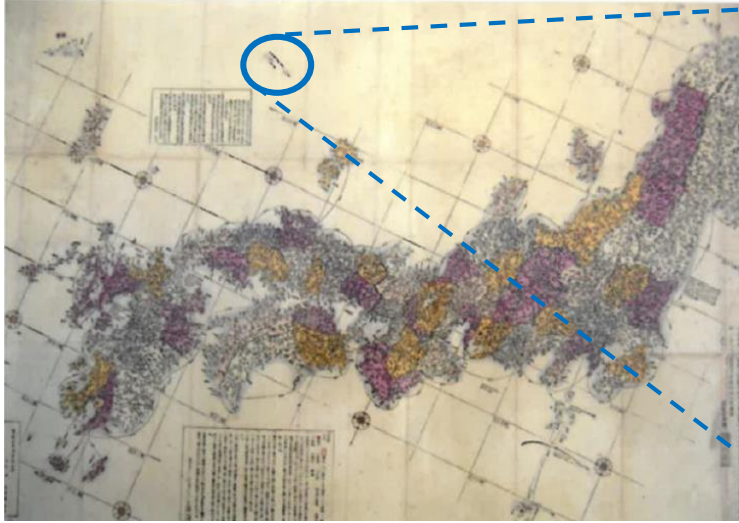
『隠州視聴合紀』で日本の西北の境界とされた「此州」は鬱陵島であり、竹島を日本の領土としています。

韓国の論拠（6）

長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』

韓国側の主張

『改正日本輿地路程全図』では、鬱陵島と竹島が朝鮮半島と共に採色されていません。独島を韓国領と認めています。



※『改正日本輿地路程全図』は、1779年に刊行された日本ではじめて経度緯度を記入した日本全図。

解説

韓国は、『改正日本輿地路程全図』で竹島が朝鮮半島と共に採色されていないため、竹島を韓国領と認めた日本の古地図だと主張しています。

著者の長久保赤水は、鬱陵島と竹島を日本の領土と認識しています

○長久保赤水は、齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』を引用して、鬱陵島が日本領であるとしています。

見高麗猶雲州望隠州

高麗を見ることは猶雲州より隠州を望むようだ

○長久保赤水は、水戸藩の『大日本史』編纂に従事しており、その「地理志」で、鬱陵島と竹島は日本領であるとしています。

すでに竹島と曰ひ、松島と曰ふ。我が版図たること、知者を待たずして知れるなり

すでに竹島といい、松嶋といっている。我が領土であることは、知者を待つまでもなく知れることだ。

『隠州視聴合紀』を引用した長久保赤水は、鬱陵島までを日本領としました。彩色の有無は、竹島を韓国領とする証拠にはなりません。

韓国の論拠（7）

林子平の『三国通覧輿地路程全図』

韓国側の主張

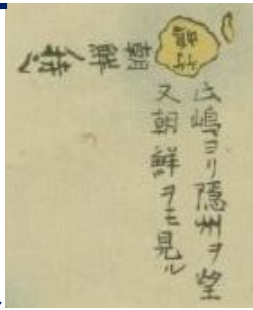
1785年、林子平は『三国接壤図』を描いて、その中で竹島には「朝鮮ノ持也」としています。この竹島は鬱陵島のことで、その右上にあるのが独島です。独島を韓国領と認めています。

『三国通覧輿地路程全図』

林子平が長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』を中心に置き、『朝鮮国之図（朝鮮八道之図）』『琉球国之図』『蝦夷国之図』『無人島之図』等の地図を繋ぎ合わせて作図した地図。



『三国通覧輿地路程全図』（林子平1785年）
※「朝鮮ノ持也」と付記された竹島（鬱陵島）の右側に小島がある



『日本遠近外国之図』（林子平1782年）
※「朝鮮ノ持」と付記された竹島（鬱陵島）の右側に小島はない

解説

韓国は、『三国通覧輿地路程全図』で竹島が鬱陵島とともに「朝鮮ノ持也」と付記されているため、竹島を韓国領と認めた日本の古地図だと主張しています。

鬱陵島の右上に描かれた小島は「竹嶼」です

- 林子平は、1782年に試作した『日本遠近外国之図』の段階から、竹島を描いていません。
- 林子平は、『三国通覧輿地路程全図』の作図にあたって、2種類の朝鮮地図を使用しています。
 - 1つは『日本遠近外国之図』で使用した『朝鮮国之図』で、もう1つは「崎陽人檣林氏秘蔵の珍図」です。
- 『三国通覧輿地路程全図』で、鬱陵島の右上に小島が描かれたのは、檣林氏の「珍図」による影響といえます。
- 「崎陽人檣林氏秘蔵の珍図」は、『鬱陵島図形』（朴錫昌1711年）の系統を引く、鬱陵島の右側に于山島を描いた鬱陵島地図と考えられています。



『東国大地図』（拡大）
（1700年代中頃）



『海東地図』鬱陵島
（1700年代中頃）

※『鬱陵島図形』（1711年）の系統を引く鬱陵島地図の例

林子平が「朝鮮ノ持也」として鬱陵島の右側に描いた小島は竹嶼であり、竹島は描かれていません。

韓国の論拠（8）

1877年太政官指令と「磯竹島略図」

韓国側の主張

1877年に日本の最高意思決定機関である太政官が、島根県に対して「竹島外一島本邦関係無之（竹島と外一島は日本とは関係がない）」という指令を出しています。「竹島外一島」は、島根県が提出した地図にある竹島（鬱陵島）と松島（竹島）のことです。

<太政官指令>

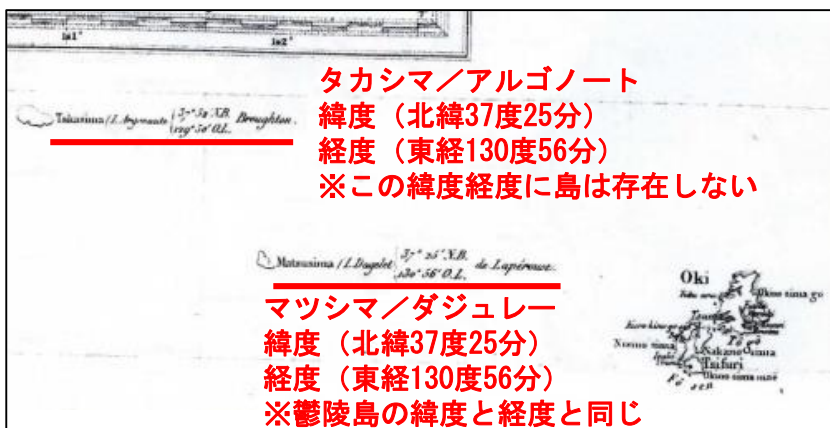
1876年10月5日、明治政府から島根県に対して、竹島（鬱陵島）に関する地籍編纂について照会がなされました。これに対して島根県は10月16日、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」として「磯竹島略図」を添えて内務卿大久保利通宛に提出しました。内務省ではさらに太政官の判断を仰ぎ、その太政官が下した結論が「竹島外一島之儀本邦関係無之」でした。

解説

韓国は、太政官指令で日本とは関係がないとされた「竹島外一島」を鬱陵島と竹島として、日本政府が竹島を韓国領と認めたと主張しています。

シーボルトの地図により島名の混乱が起きています

- 1840年にシーボルトが『日本全図』を作成すると、西洋の地図では「鬱陵島」が「松島」と表記されるようになります。
江戸時代から竹島と呼ばれてきた鬱陵島が松島とも呼ばれる混乱が起きました。
- 西洋の地図に現在の竹島が描かれるのは、フランスの捕鯨船リアンクール号が1849年に竹島を発見した後です。
「リアンクール岩」「ヨリウツ瀬」「メ子(ネ)ライ瀬」などと表記されます。
- アルゴノート島は、1876年の英国海軍の海図では存在しない島として抹消されています。
1877年太政官指令の頃は、アルゴノート島が地図から抹消される過渡期にありました。

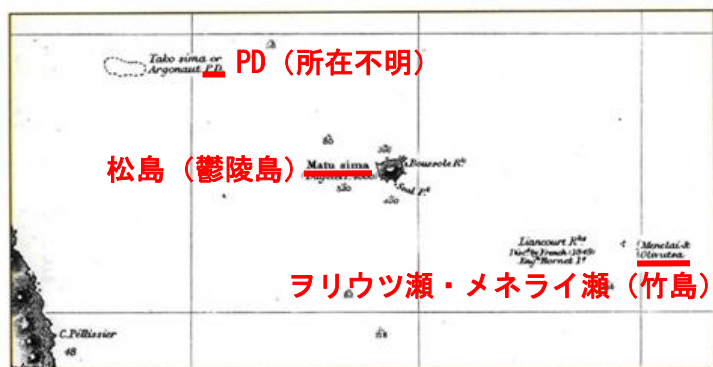


シーボルト『日本全図』（1840年）



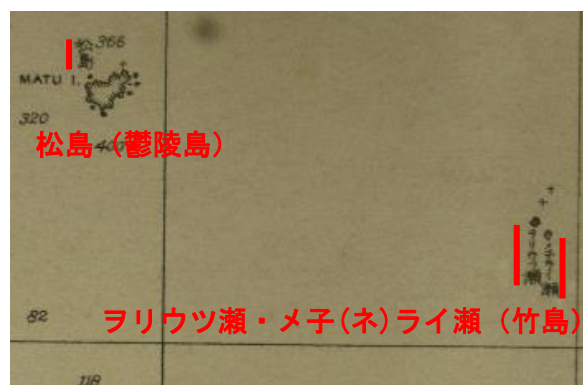
太政官指令の頃、鬱陵島が松島とされていました

- 1881年8月に外務省の指示で調査した北澤正誠が『竹島考証』で、「竹島」は竹嶼、「外一島」の松島は鬱陵島であると報告しています。
- この報告以降、明治政府は松島を「日本称松嶋一名竹島、朝鮮称鬱陵島」（日本は松島を一名竹島と称し、朝鮮は鬱陵島と称す）としています。
- 1905年、隠岐島司の東文輔は、島根県に編入される竹島の命名にあたって「本来の松島の名を冠すべきだが、すでに海図等では鬱陵島が松島と表記されている。新たに編入される島には、近世以来、鬱陵島の呼名であった竹島を使うべきだ。」と述べています。
- 当時の鬱陵島は松島と呼ばれており、太政官指令で日本とは関係がないとされた「竹島外一島」の外一島にあたる松島は鬱陵島です。



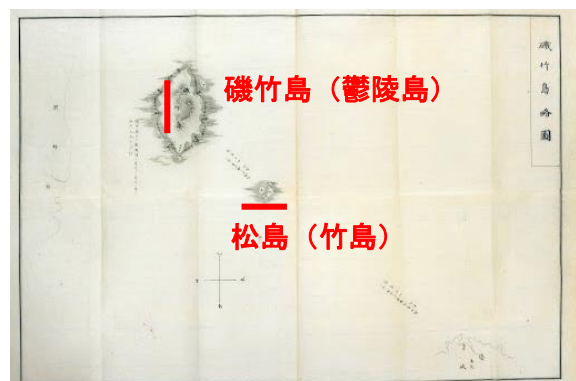
英国海軍海図「日本-日本、九州、四国及び韓国一部」部分（1863年）

※破線で描いた竹島（アルゴノート）にはPD（所在不明）とし、鬱陵島を松島としている。
現在の竹島にはリアンクール岩、ハーネット島、ヨリウツ瀬・メネライ瀬と表示



「大日本海陸全図聯接朝鮮全国並樺太」（大後秀勝1876年）

※鬱陵島と竹島を西洋地図に従って表示



「磯竹島略図」（1877年）

※鬱陵島と竹島を江戸時代からの呼称で表示

島名の混乱が起きたことで、太政官指令の「竹島外一島」で「外一島」とされた松島は鬱陵島であって現在の竹島ではありません。

韓国の論拠（9）

大韓帝国「勅令第四十一号」の石島

韓国側の主張

1900年、大韓帝国の高宗皇帝（光武帝）は「勅令第四十一号」で「鬱陵島全島と竹島、石島」を鬱島郡の行政区域としました。この中の石島は音韻の関係から現在の竹島です。

「大韓帝国政府は勅令第四十一号を公布し、鬱陵島を鬱島郡と改め、島監を郡守に昇格した。大韓帝国の勅令第四十一号を一九〇〇年十月二十七日付けの官報（第一七一六号）を通じて掲載した。これを通じて鬱陵島と独島の領有権が大韓帝国にあることを知ることができる。」

「一九〇〇年、大韓帝国勅令第四十一号では、独島を石島と呼んでいる。石島を国語にすれば”石でできた島”ということだ。十九世紀末から全羅道地方の漁民たちは、石を独として、独島を”トクソン”と呼んだ」

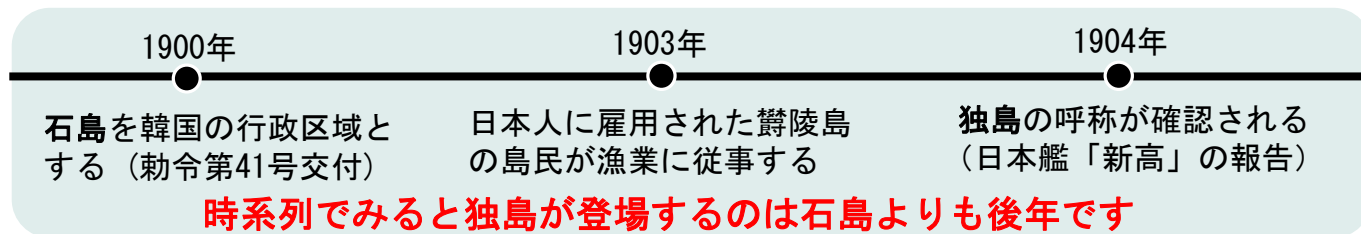
出典：『独島を正しく知る』（東北アジア歴史財団）

解説

韓国では、勅令第41号で鬱島郡の管轄範囲とされた石島は竹島で、1900年には韓国領になったと主張しています。

発音が近いだけで石島を竹島とすることはできません

- 韓国の方言では、「トル（石）」を「トク」と発音することから、「石島（トルソン）」は「独島（トクソン）」のことだとする主張があります。
- 発音が近いという理由だけでは「石島」を「独島」とする根拠にはなりません。



勅令第41号の鬱島郡の管轄範囲に竹島は含まれていません

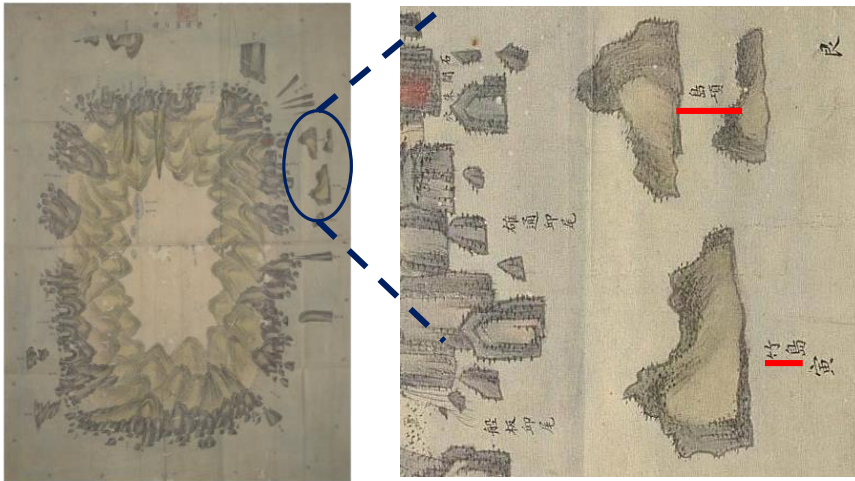
- 『鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守に改正することに関する請願書』が議政府會議に提出されて、勅令第41号は公布されました。
- 請願書では、鬱島郡の管轄区域を鬱陵島一島の範囲と同じ「縦八十里、横五十里」としています。これは勅令第41号で定めた鬱島郡の管轄範囲に竹島が含まれていないことを意味します。
- 勅令第41号の前年に刊行された『大韓地誌』（1899年）では、大韓帝国の範囲を「東経124度30分に起り130度35分に至る」としています。「東経131度55分」に位置する竹島は大韓帝国の範囲外にあります。

勅令第41号の石島は島項です

- 『鬱陵島外図』（李奎遠1882年）では、鬱陵島の附属島に「島項（観音島）」が描かれています。
- 『海図306号』（竹邊灣至水源端）（1909年）では、島項が鼠項島（Somoku Somu）「ソモクソム」と表記されています。
- 鼠項島の韓国語読み「ソモクソム」（So moku Somu）を「反切」（ハンセツ）という手法で読みなおすと「ソクソム」（Soku Somu）＝石島となります。
- 石島は、鬱陵島の東北近くにある観音島（島項）と考えられています。

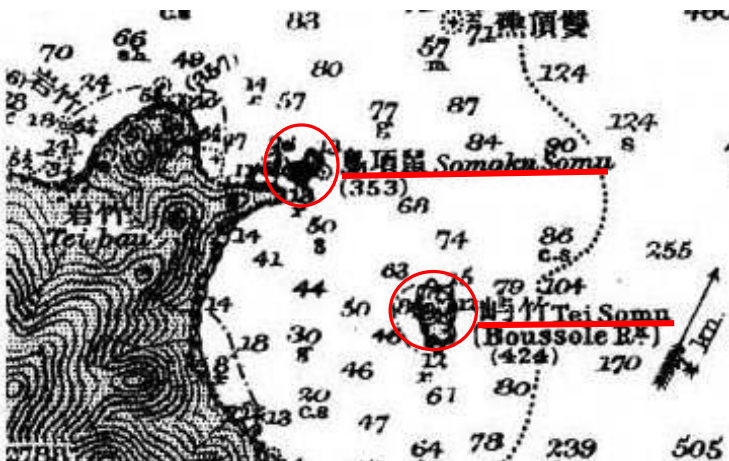
反切（はんせつ） 漢字2字を一つの字に読む伝統的な方法

鼠項島	上字の母音(o)を削る	鼠	+	項	⇒	組合せる	石島
[Somoku Somu]		[So]		[moku]		[Soku] = 石	[Soku Somu]

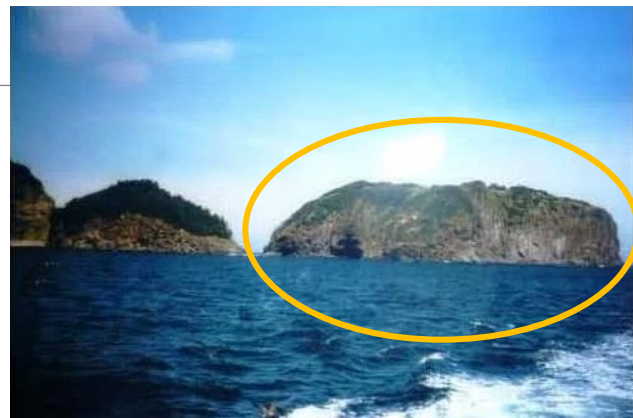


『鬱陵島外図』（1882年）

※鬱陵島の附属島として、「島項（観音島）」と「竹島（竹嶼）」が描かれている



『海図306号』（竹邊灣至水源端）（1909年）
鼠項島（Somoku Somu）と竹島（竹嶼）（Tei Somu）
※島項は鼠項島として描かれている



観音島（島項／鼠項島）
島の外観が伏した牛に似ていることから、ソモクソムと呼ばれた。
※ソモク＝牛のうなじ

「勅令第41号」の石島は島項であり竹島は含まれていないため、1900年に竹島が韓国領であったとすることはできません。

韓国の論拠（10）

1905年竹島は「無主の地」とされた

韓国側の主張

日本は1905年、韓国の独島を「無主の地」として、島根県隠岐島司の管轄としてしまいました。独島は、日本による朝鮮侵略の最初の犠牲となった領土です。

※無主の地＝どの国にも領有されていない土地

日本は露日戦争中に独島を自国の領土として編入した。それは武力で独島を強奪したことだ。
出典：「韓日関係に関連して国民に伝える文」（盧武鉉大統領）

解説

韓国は、日本が一方的に韓国領であった竹島を日本領に編入したと主張しています。

歴史的に竹島が韓国領であった事実はありません

○日本が、竹島を「無主の地」として先占したのは、歴史的に竹島が韓国領であった事実がないからです。

※先占＝国際法上、どこの国にも帰属していない土地を、他の国に先駆けて自国の領土とする意思をもって実効的に支配し、その国家の領土とすること。

（有斐閣法律用語辞典）

○韓国が竹島の領有権を主張する論拠は、根拠としている古地図や文献の解釈を他の文献を使ってその事実を検証（文献批判）すれば、成り立たないことは明らかです。

- ・ 竹島は于山国に含まれていない
- ・ 竹島は于山島ではない
- ・ 安龍福の証言には問題があった
- ・ 勅令第41号に竹島は含まれていない

1905年1月28日、日本政府は竹島を日本領に編入しました

○日本政府は、竹島を「他国において占領していたと認められる形跡」がないとし、「（日本に）国際法上占領の事実」があるものと認め、「日本の所属」としました。

韓国は、第2次世界大戦中にアメリカ、イギリス、中国の3ヶ国首脳が出した「カイロ宣言」の「暴力と貪欲により奪取した地域」に竹島が該当するとも主張しています。

竹島は韓国領であったことはないので、日本が韓国から奪取した地域には該当しません。

なお、戦後の日本領が法的に確定されたのは、サンフランシスコ平和条約です。

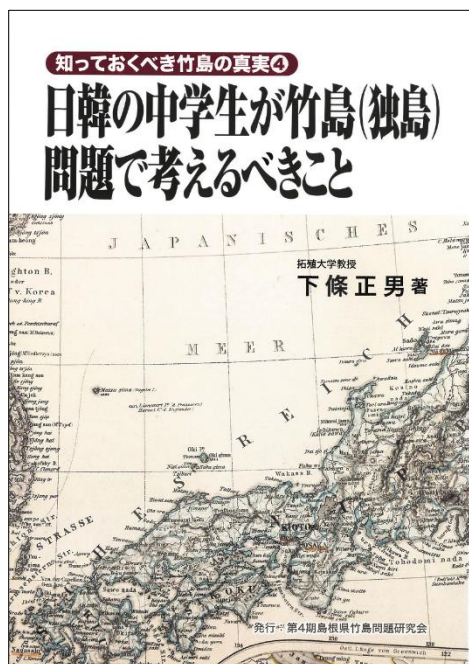


日本政府が閣議決定により竹島を日本領とした際、竹島は韓国領ではありませんでした。文献批判によって歴史の事実を確認することが大切です。

知っておくべき竹島の真実 第4巻 『日韓の中学生が竹島（独島）問題で考えるべきこと』

著者：下條正男氏（現・第5期島根県竹島問題研究会座長）

発行：第4期島根県竹島問題研究会（2020年3月）



韓国の中学生から島根県の中学生に届いた手紙をもとに、韓国の独島教育の論拠について日韓の中学生と一緒に考えることができる一冊です。

【主な内容】

- ・日韓の中学生が竹島（独島）問題で考えるべきこと
- ・韓国の中学生達が独島を韓国領としている十の証拠

※ハーベスト出版より、全国の書店やオンライン書店で販売中 定価880円

このブックレットは、第5期島根県竹島問題研究会の下條正男座長が、日韓の中学生が竹島問題を通じて相互理解のできる場を創りたいとの思いから執筆されました。

下條座長は、日韓の歴史問題の出発点は、竹島問題で始まった「歴史認識」にあり、「歴史事実」を正しく理解するために文献批判の重要性を説かれています。

そのうえで、お互いに歴史が違い文化が異なれば、誤解や不信感が生じるのは当然のことであり、相手を一方的に批判しては心の距離も離れてしまう。次の世代を担う若者には、克服すべき課題としてこの竹島問題に挑んでほしい。そして、大人を含め、竹島問題を日韓の相互理解の一步とすることは私達の責務でもあると結ばれています。

ブックレットは、昨年外務省で英語訳され、県内では公立図書館で閲覧することができます。

島根県では、英語訳のほか韓国語訳をホームページで公開し、国内外に発信しています。